



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング  
**あおぞらLetter**

〒101-0035  
東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F  
電話：03-3526-4277 FAX：03-3526-4276  
担当：見目



# 会社が電子申請で行える手続き

労働・社会保険に関わる各種届出の多くが政府の電子申請で出来ることをご存知でしょうか？今回は電子申請で行える手続きとメリット・デメリットを紹介します。

電子申請で行える手続き（一部）

	手続きを行うとき	名称		手続きを行うとき	名称
雇用保険	入社	・被保険者資格取得届	健康保険（） 厚生年金等  健康保険は、協会けんぽの場合。組合管掌の場合は各健保組合へお問い合わせください。	入社	・被保険者資格取得届
	退社	・雇用保険被保険者資格喪失届		退社	・被保険者資格喪失届
	被保険者の氏名変更時	・被保険者氏名変更届		被保険者の氏名や住所が変更になったとき	・被保険者氏名変更（訂正）届、生年月日変更届 ・被保険者住所変更届
	事業所の所在地等が変更になったとき	・事業所の各種変更届		事業所の所在地等が変更になったとき	・適用事業所所在地名称変更（訂正）届
	事業主に代わって人事部長等が雇用保険事務を行うとき	・被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届		標準報酬月額改定	・算定基礎届 ・月額変更届
	被保険者の転職	・被保険者転職届		被扶養者に変更があったとき	・健康保険 被扶養者異動届 ・国民年金第3号被保険者資格取得等に関する届出
	雇用継続給付の（育児休業給付金等）申請等	・六十歳到達時等賃金証明書、受給資格の確認申請等 ・高年齢雇用継続給付金支給申請書 ・休業開始時賃金月額証明書等 ・育児休業給付金支給申請書 ・介護休業給付金支給申請書		賞与を支払ったとき	・賞与支払届
労働保険	労働保険の年度更新	・概算・増加概算、確定保険料申告書	社会保障協定	・社会保障協定に関する届出	
	事業所の所在地等が変更になったとき	・名称・所在地等変更届	6/1 現在の高年齢者・障害者の雇用状況を報告するとき	・高年齢者雇用状況報告 ・障害者雇用状況報告	
	会社を設立したとき	・保険関係成立届	労災事故が発生したとき	・労働者死傷病報告書	

11月28日から「離職票」を伴う  
「雇用保険被保険者資格喪失届」も可能に。

～電子申請についてメリットと思われる点～

証明が不要なもの（資格取得届、氏名変更届、住所変更届など）は入力だけなので非常に便利  
データで文書の保存が可能なので、申請の時期や内容の見直しが紙のファイルに比べて簡単になる  
郵送や役所に出向く手間が省けるので、業務の効率化が期待出来る  
雇用保険被保険者証の再発行が会社で出来る

～電子申請についてデメリットと思われる点～

- × 初期設定（電子署名の取得やソフトウェアのインストール等）が複雑
- × 証明書類を原本で提出する必要がある場合は、別途郵送が必要
- × 入力誤りの際のエラー表示が分かりづらい



現在の電子申請は、使い勝手が悪い部分も多いですが、離職票の発行が可能になるなど、少しずつ改善されています。ご不明な点は弊所までお問い合わせください。